

一般社団法人愛知県腎臓病協議会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人愛知県腎臓病協議会（以下、「愛腎協」という。）と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第3条 当法人は、腎臓病患者の福利厚生増進、医療と生活向上をはかり、全国の腎臓病患者と手をつないで患者相互の親睦をはかることを目的とするとともに、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 腎臓病患者の医療と生活を守り、向上させるための障がい者施策、治療環境の整備を目指した政策提言
- (2) 必要な資料情報の収集及び作成と会員への情報提供
- (3) 他の障がい者組織及び必要関係団体との連携
- (4) 県民への腎臓病に関する啓発事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

(社員の資格)

第4条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 愛知県下の腎臓病患者（愛知県内への通院者を含む。）で当法人に入会し、年会費を負担している者。
- (2) 賛助会員 当法人趣旨に賛同し、年会費負担のない個人並びに団体。
2. 当法人に代議員を100名以上150名以下置き、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。
3. 代議員は、正会員の中から施設ごとに概ね100人の中から1人の割合をもって、社員総会において別に定めるところにより選出する。
4. 社員総会において別に定める要件を満たす正会員は、前項の代議員に立候補することができる。
5. 第3項の代議員選出において、当該正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。
6. 第3項の代議員選出は、2年に一度、3月に実施する。
7. 代議員の任期は、選出の次年度4月1日から2年後の3月31日までとする。

ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条)を提起している場合(法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(ただし、当該代議員は、役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。)。

8. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くことになるときに備えて、別に定めるところにより補欠の代議員を選出することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

9. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)

(2) 法人法第 32 条第 2 項の権利(社員名簿の閲覧等)

(3) 法人法第 50 条第 6 項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)

(4) 法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利(議決権行使書面の閲覧等)

(5) 法人法第 57 条第 4 項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)

(6) 法人法第 129 条第 3 項の権利(計算書類等の閲覧等)

(7) 法人法第 229 条第 2 項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

(8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利(合併契約等の閲覧等)

(社員資格の資格取得)

第 5 条 当法人の会員となるには、所定の入会申込書に正会員の場合には年会費を添えて、愛腎協事務局に提出しなければならない。

(経費の負担)

第 6 条 正会員は、当法人の目的を達成するため、年会費を支払う義務を負う。また年会費の金額は、理事会で検討し、社員総会で決議し定める。

(会員名簿)

第 7 条 会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(任意退社)

第 8 条 会員は、いつでも任意に当法人を退社することが出来る。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総数の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第4章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は代議員をもって構成する。

- 2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 決算報告及び会計監査報告に関する事項
- (2) 次年度実行予算に関する事項
- (3) 当年度活動報告並びに次年度事業計画に関する事項
- (4) 理事・監事の選任又は解任、報酬に関する事項
- (5) 定款の変更に関する事項
- (6) 会員の除名
- (7) その他法令・緊急事態等対応に関する事項

(開催)

第12条 定時社員総会は、毎事業年度末の翌日から3ヶ月以内に開催する。

また、必要が生じた場合は、臨時社員総会を開催する事ができる。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会で検討され、代表理事がこれを招集する。但し、代表理事に事故又は支障があるときは、予め理事会の決議によって定めた順序により、他の理事が招集する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。但し、代表理事に事故又は支障があるときは、予め理事会の決議によって定めた順序により他の理事が議長となり、理事全員に事故又は支障があるときは、当該社員総会において社員の中から議長を選出する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事の解任

- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(社員総会議事録)

第17条 社員総会の議事録は、法令に定める事項を記載しつつ作成し、議長、出席理事及び出席監事が記名又は署名捺印をして、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 代表理事、理事及び監事

(役員の設置)

第18条 当法人には、次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 代表理事（会長） | 1名 |
| (2) 常任理事（事務局長） | 1名 |
| (3) 理事 | 5名以上 |
| (4) 監事 | 2名以内 |
| (5) 顧問 | 若干名 |

(資格)

第19条 当法人の役員は、当法人の社員の中から選出する。なお、理事の定数を超えない範囲で社員以外からの選任を妨げない。

(役員の選任方法)

第20条 当法人の代表理事以外の役員選出は、社員総会において出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 第18条1号、3号、4号の役員に変更が生じた場合は、2週間以内に変更登記をし、その旨を行政庁に届出しなければならない。

(役員の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会

の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 補欠として又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
4. 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
5. 役員は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての職務を行う権利義務を有する。

(代表理事、常務理事)

第22条 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2. 代表理事は、法人法上の代表理事とし、当法人では以降会長と称する。
3. 会長は、当法人を代表し、法人に係る業務を統括する。
4. 常任理事は、会長を補佐し、会長に事故又は支障があるときは、その業務を代行する。
5. 常任理事は、会長の指示を受け、事務局長として当法人の運営全般について任務を行う。

(報酬)

第23条 第18条1号、2号、3号、4号の役員の報酬は、社員総会に上程され、承認決議されるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第24条 当法人に理事会を置き、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長及び常任理事の選定及び解職
- (4) その他法令で定められた事項

(開催)

第26条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎年2回の開催とする。
3. 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 理事2名以上から、会議の目的、議題及び招集の理由を示し、招集権者に対して招集請求があったとき。
- (3) 監事から招集権者に対して招集請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第27条 理事会は、会長がこれを招集する。会長に支障が出たときは、常任理事がこれにあたり、常任理事に事故又は支障があるときは、予め理事会の決議によって定めた順序により、他の理事が招集する。

(議長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に支障が出たときは、常任理事がこれにあたり、常任理事に事故又は支障があるときは、予め理事会の決議によって定めた順序により他の理事が議長となる。

(監事の出席)

第29条 監事は、理事会に出席し必要とあれば、意見具申をしなければならない。

(決議の方法)

第30条 理事会の議決は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 2. 前項の場合には、理事会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会の議事録)

第32条 理事会議事録は、法令に定める事項を記載しつつ、議長、出席理事及び出席監事が記名又は署名捺印をして、当法人の主たる事務所に10年間据え置くものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画、収支予算書については、会長が作成し、理事会及び社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様の手続きとする。また、前述の書類は、社員総会開催日から10年間、主たる事務所に据え置き、社員の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号から第2号までの書類についてその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(計算書類等の据え置き)

第36条 当法人の各事業年度に係わる貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事報告書を含む)を、定時社員総会開催日から5年間、主たる事務所に据え置くものとする。

(余剰金)

第37条 当法人は、余剰金の配分を行う事ができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議により変更することが出来る。

(解散)

第39条 当法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散することが出来る。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合に於いて有する残余財産は、社員総会の議決を得て、法人法に基づき、贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第41条 当法人の事務を処理するために、事務局を設置し、所要の職員を置く。

2. 所要の職員は、正規雇用とパート雇用で構成する
3. 事務局の組織及び運営に関し必要な事柄は、理事会の審議に基づき会長が決裁する。
4. 事務局の職員の報酬は会長の決済を必要とする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 附則

(地区本部長会議、支部長会議等)

第43条 当法人は、組織内の情報の流れを密にするため、地区本部長会議、支部長会議及び地区腎友会に、愛腎協役員が要請に基づき積極的に参画する。

(定款に定めのない事項)

第44条 本定款に定めなき事項は、法人法の定めるところによるものとする。

2. この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決及び社員総会の承認を得て別に定める。

以上は、一般社団法人愛知県腎臓病協議会の定款に相違ありません。

平成27年6月21日

代表理事

小野田桂三

印